

# 地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

## 【平成30年度決算ベース】

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成28年度風間浦村一般会計当初予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

### 【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 15,345 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 297,350 千円

(単位：千円)

事業名		平成30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	78,905	54,303			1,895	22,707
	高齢者福祉事業	34,914			1,087	2,606	31,221
	児童福祉事業	71,543	14,054		2,100	4,266	51,123
	母子福祉事業	5,672	612			390	4,670
	小計	191,034	68,969	0	3,187	9,157	109,721
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	53,435	746			4,058	48,631
	国民健康保険事業特別会計繰出金	26,281	16,155			780	9,346
	後期高齢者医療特別会計繰出金	15,447	8,172			560	6,715
	小計	95,163	25,073	0	0	5,398	64,692
保健 衛生	疾病予防対策事業	4,386				338	4,048
	健康増進対策事業	6,767	893			452	5,422
	小計	11,153	893			790	9,470
合計		297,350	94,935	0	3,187	15,345	183,883